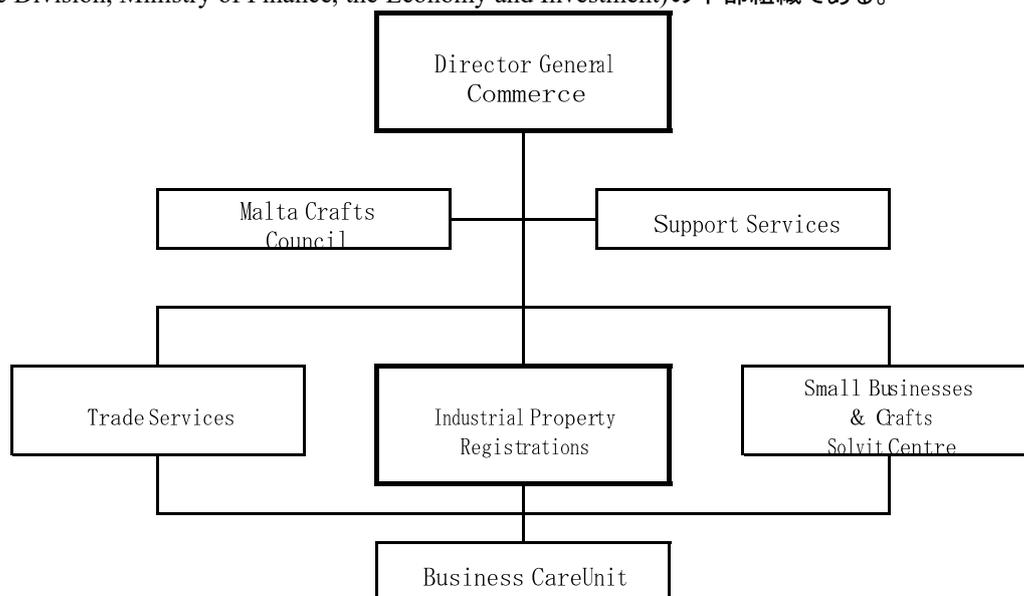


①国名	Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)				
②名称	Ministry for the Economy and Industry Industrial Property Registrations Directorate Commerce Department				
③所在地	Lascaris Bastions Dahlet Ġnien is-Sultan Valletta VLT 1933 Malta				
④連絡先	(電話)(356) 25 69 01 00 (FAX)(356) 21 23 19 19 (E-mail) ipoffice@gov.mt (internet) https://commerce.gov.mt/en/Industrial_Property/Pages/home.aspx				
⑤組織の長	Director General : Mr. Godwin Warr				
⑥沿革	<p>(1)マルタにおいては、工業所有権法としては工業所有権(保護)令が1900年1月1日に制定された。</p> <p>(2)特許については、2002年6月1日に特許及び意匠法が施行された。この特許及び意匠法は、2005年1月1日に改正され、施行されている。この特許及び意匠法の最新の改正は2007年に行なわれ、2008年1月1日から施行されている。</p> <p>(3)商標については、2001年1月1日に商標法が施行された。この商標法の最新の改正は、2007年に行なわれ、2008年1月1日から施行されている。</p> <p>(4)意匠については、上記第2項に記載のように、最新の改正は2007年に行なわれ、2008年1月1日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、著作権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1977/12/7	1964/9/21			
	ナイロビ(オリンピックク)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1967/10/20			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
				2010/3/14	2010/3/14
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
			2007/3/1		
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

①国名	Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	11	10	16	23
		(内 外国出願)	5	5	8	16
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	36	17	12	19
		(内 外国出願)	1		1	
		(内 日本から)				
	商標	全数	1,462	1,572	1,763	1,757
		(内 外国出願)	362	327	366	381
		(内 日本から)	2	6	1	
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	10	11	13	13
		(内 外国出願)	5	9	6	3
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	29	16	11	15
		(内 外国出願)			1	
		(内 日本から)				
	商標	全数	736	420	1,104	854
(内 外国出願)		212	139	263	190	
(内 日本から)		2	6			
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> 工業所有権登録部(Industrial Property registrations)は、金融・経済・投資省の経済部
(Commerce Division, Ministry of Finance, the Economy and Investment)の下部組織である。



(出典) : マルタ経済部の HP

①国名	Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008年1月1日施行(2007年特許・意匠改正法第426号(CAP.417))
	③地理的効力の範囲	マルタ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(特許意匠法第10条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、マルタ国内に送達先を定める必要があり、マルタ居住の代理人を選任しなければならない。 (特許意匠法第61条(2))
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許意匠法第26条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許意匠法第5条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。期間はいずれも開示日から6月。 (1)出願人又は法定前任者の権利乱用による公開による開示。 (2)公又は公認されている国際博覧会における展示による開示。 (特許意匠法第8条)
	⑪非特許対象	(1)発見、科学理論および数学的方法 (2)美術的創作物 (3)精神的行為、遊戯、事業のための計画、規則及び方法、並びにコンピュータプログラム (4)情報の提示、 (5)人間又は動物に対する検査、処置、治療又は手術の方法 (6)その実施が公共の秩序又は道徳に反する発明 (7)人体に関するもの、及び、遺伝子の配列またはその一部を含む、人体の要素の単なる発見 (8)人間のクローン方法、人間の生殖細胞の遺伝的特性を修正する、及び工業又は商業目的で人間の胚細胞を使用する方法 (9)人又は動物にとって重要な医学的恩恵なく、動物に苦痛を与える可能性のある遺伝的特性を修正する方法及び製品 (10)植物及び動物品種 (11)植物及び動物を生産するための本質的に生物学的な方法 (12)技術情報及びその機能に関する表示を含まないDNA配列 (特許意匠法第4条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許意匠法第24条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許意匠法第24条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許意匠法第25条(2))
⑯異議申立制度の有無	無。	
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ないが、第三者及び特許庁長官は、特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許意匠法第44条及び第45条)	

① 国名	Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)																																								
⑱ 実施義務	有。出願日から 4 年又は付与日から 3 年のいずれか遅く満了する日までに発明が十分に実施されていない場合、強制実施権設定の対象となる。(特許意匠法第 39 条(1))																																								
⑲ 費用 単位 EUR(ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 58.23 EUR クレーム料 23.29 EUR(各クレームにつき) 登録料 58.23 EUR</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <table border="1" data-bbox="592 501 1498 734"> <tr> <td>3 年目</td> <td>34.94 EUR</td> <td>9 年目</td> <td>104.82 EUR</td> <td>15 年目</td> <td>174.70 EUR</td> </tr> <tr> <td>4 年目</td> <td>46.59 EUR</td> <td>10 年目</td> <td>116.46 EUR</td> <td>16 年目</td> <td>186.35 EUR</td> </tr> <tr> <td>5 年目</td> <td>58.23 EUR</td> <td>11 年目</td> <td>128.12 EUR</td> <td>17 年目</td> <td>198.00 EUR</td> </tr> <tr> <td>6 年目</td> <td>69.88 EUR</td> <td>12 年目</td> <td>139.76 EUR</td> <td>18 年目</td> <td>209.64 EUR</td> </tr> <tr> <td>7 年目</td> <td>81.53 EUR</td> <td>13 年目</td> <td>151.41 EUR</td> <td>19 年目</td> <td>221.29 EUR</td> </tr> <tr> <td>8 年目</td> <td>93.17 EUR</td> <td>14 年目</td> <td>163.06 EUR</td> <td>20 年目</td> <td>232.94 EUR</td> </tr> </table>					3 年目	34.94 EUR	9 年目	104.82 EUR	15 年目	174.70 EUR	4 年目	46.59 EUR	10 年目	116.46 EUR	16 年目	186.35 EUR	5 年目	58.23 EUR	11 年目	128.12 EUR	17 年目	198.00 EUR	6 年目	69.88 EUR	12 年目	139.76 EUR	18 年目	209.64 EUR	7 年目	81.53 EUR	13 年目	151.41 EUR	19 年目	221.29 EUR	8 年目	93.17 EUR	14 年目	163.06 EUR	20 年目	232.94 EUR
3 年目	34.94 EUR	9 年目	104.82 EUR	15 年目	174.70 EUR																																				
4 年目	46.59 EUR	10 年目	116.46 EUR	16 年目	186.35 EUR																																				
5 年目	58.23 EUR	11 年目	128.12 EUR	17 年目	198.00 EUR																																				
6 年目	69.88 EUR	12 年目	139.76 EUR	18 年目	209.64 EUR																																				
7 年目	81.53 EUR	13 年目	151.41 EUR	19 年目	221.29 EUR																																				
8 年目	93.17 EUR	14 年目	163.06 EUR	20 年目	232.94 EUR																																				
⑳ 料金減免措置の有無	無。																																								
㉑ PCT における国内料金減額措置の有無	無。(マルタにおける PCT 出願による特許は、EPO 経由でのみ取得できる。)																																								

①国名	Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008年1月1日施行(2007年特許・意匠改正法第426号(CAP.417))
	③地理的効力の範囲	マルタ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、マルタ国内に送達先を定める必要があり、マルタ居住の代理人を選任しなければならぬ。 (特許意匠法第112条(2))
	⑦出願言語	英語またはマルタ語(特許意匠法第88条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ、最大25年になるまで延長可能。 (特許意匠法第88条)
	⑨新規性の判断基準	欧州共同体内公知、欧州共同体内刊行物 (特許意匠法第68条(1)、同第72条)
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。期間は、何れも12月。 (1)創作者、承継人によって提供された情報又はそれらの行為の結果、創作者、承継人又は第三者によって、意匠が公衆の利用可能となったことによる開示。 (2)創作者又は承継人の権利の乱用により意匠が公衆の利用可能となったことによる開示。(特許意匠法第68条(2)及び(3))
	⑪不登録対象	(1)法律における意匠の定義を満たさない意匠 (2)マルタの国旗のからなる意匠、又はそれらが重要な部分を構成する意匠 (3)マルタの国旗の表現物からなる意匠であって、誤解を招くか又は著しく侮辱的であることが工業所有権庁長官に明らかである場合。 (4)マルタの大統領若しくはローマカソリック大司教に所属する紋若しくは紋章、又はかかる紋若しくは紋章に著しく類似しそのために誤解を生じるおそれのある記章若しくは図形からなる又はこれらを含む意匠 (5)大統領若しくは監督教会派の旗の表現からなる又はこれらを含む意匠 (6)大統領若しくは大司教の肖像又はこれらの色彩付きの模倣からなる又はこれらを含む意匠 (7)出願人が大統領若しくは監督教会派の賛助若しくは公認を得た若しくは最近得たと信じさせる可能性のある語、文字若しくは図形からなる又はこれらを含む (8)公序若しくは一般に承認された道徳の原則に反する意匠 (特許意匠法第74条)
	⑫実体審査の有無	有。(特許意匠法第93条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許意匠法第93条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。(特許意匠法第63条(1))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約には未加盟)(特許意匠法第90条(1))
	⑲出願公開制度の有無	無。

①国名	Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)	
	⑩秘密意匠制度の有無	無。
	⑪異議申立制度の有無	無。
	⑫無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許意匠法第 109 条(1))
	⑬登録表示義務	有。(特許意匠法第 119 条(1))
	⑭費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 46.59 EUR [意匠権の維持に掛かる費用] 最初の 5 年間 34.94 EUR 第 2 回目以降の各 5 年間 34.94 EUR
	⑮料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年1月1日施行(2007年商標改正法第426号(CAP.416))
	③地理的効力の範囲	マルタ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標、証明商標、地理的表示、原産地表示(商標法第2条、第45条、第46条、別表1第3条、別表2第3条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標(商標法第2条)
	⑦出願人資格	標章を使用している又は使用する意思を有する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。(商標法第35条(1))
	⑨本国登録要件	有。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、マルタ国内に送達先を定める必要があり、マルタ居住の代理人を選任しなければならない。
	⑪出願言語	英語又はマルタ語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新できる。(商標法第38条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>(1)二次元的に表現できない標識、又は事業の商品若しくはサービスの標識で他の事業の商品若しくはサービスと区別できない標識</p> <p>(2)識別の特徴を欠く標識</p> <p>(3)もっぱら種類、品質、意図する目的、価値、原産地、商品の製造時期又はサービスの提供時期、又は商品若しくはサービスのその他の特徴を明示するために、取引上使用される標識若しくは表示からなる標章</p> <p>(4)もっぱら現在の言語若しくは善意で習慣となった又は取引で確立され慣行となった標識若しくは表示からなる標章</p> <p>(5)もっぱら商品それ自体の性質、技術的成果を取得するため必要な商品の形態、又は当該商品に実質的な価値を付与する形態からなる標識</p> <p>(6)公序若しくは一般に承認された道徳の原則に反する標章</p> <p>(7)商品若しくはサービスの性質、品質若しくは原産地に関し又はその他の方法で公衆を欺く又は公衆を欺くおそれのある性質をもつ標章</p> <p>(8)法の施行若しくは法の原則によりマルタにおいて使用が禁止されている標章</p> <p>(9)悪意で行われる限りにおいて、悪意で登録出願が行われた標章</p> <p>(10)マルタの大統領若しくはローマカソリック大司教により又はこれらを代理してそれぞれ同意を与えられた場合を除き、マルタの大統領若しくはローマカソリック大司教に所属する紋若しくは紋章、又はかかる紋若しくは紋章に著しく類似しそのために誤解を生じるおそれのある記章若しくは意匠からなる又はこれらを含む標章</p> <p>(11)大統領若しくは監督教会派の旗の表現からなる又はこれらを含む標章</p> <p>(12)大統領若しくは大司教の肖像又はこれらの色彩付きの模倣からなる又はこれらを含む標章</p> <p>(13)出願人が大統領若しくは監督教会派の賛助若しくは公認を得た若しくは最近得たと信じさせる可能性のある語、文字若しくは意匠からなる又はこれらを含む標章</p>

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)</p>
	<p>(14) マルタの国旗の表現からなる標章</p> <p>(15) マルタの国旗の表現を含む標章で当該標章を使用することが誤解を招くか又は著しく侮辱的であることが工業所有権庁長官に明らかである場合</p> <p>(16) マルタ以外のパリ条約加盟国の国旗、又は紋章学上の観点からみてかかる国旗を模倣するものからなる又はこれらを含む標章</p> <p>(17) マルタ以外のパリ条約他の加盟国の紋章で当該紋章がパリ条約に基づき保護されている場合、又は紋章学上の観点からみて、かかる紋章若しくは標章を模倣したものからなる又はこれらを含む標章</p> <p>(18) マルタ以外のパリ条約の加盟国が採用した管理と保証を示す公式標識若しくはホールマーク(hallmark)で当該標識若しくはホールマークがパリ条約によって保護されている場合、又は当該標識若しくはホールマークが管理及び保証を示す商品若しくはサービスと同一又は類似する種類の商品若しくはサービスに関して紋章学上の観点からみて、かかる標識若しくはホールマークを模倣したものからなる又はこれらを含む標章</p> <p>(19) 1 つ若しくは複数のパリ条約加盟国が構成国である国際的な政府間機関の紋章、旗、記章若しくは名称又は名称の略語でパリ条約に基づき当該記章、略語若しくは名称が保護されているもの又は紋章学上の観点からかかる記章を模倣したものからなる又はこれらを含む標章</p> <p>(20) マルタにおいて先の出願若しくは優先日をもつ登録商標と同一である標章</p> <p>(21) 商標登録を出願した商品若しくはサービスが先の商標登録が出願されている商品若しくはサービスと同一である場合、マルタにおいて先の優先日に出願された商標と同一である標章</p> <p>(22) 関係する標章の登録が、先の商標が保護している商品若しくはサービスと類似している商品若しくはサービスに関し出願された場合、マルタにおいて先の出願日若しくは優先日をもつ登録商標と同一である標章。又は関係する標章の登録が、先の商標が保護されている商品若しくはサービスと同一若しくは類似する商品若しくはサービスについて出願され、このため公衆の側に先の商標との関係を連想させる可能性を含む、混同を生じさせるおそれがある場合、マルタにおいて先の出願日若しくは優先日をもつ登録商標と類似する標章</p> <p>(23) 先の優先日でマルタにおいて登録を出願した標章と同一である標章で、当該標章の登録が先の標章の登録を出願した商品若しくはサービスと類似する商品若しくはサービスについて出願された場合。又はマルタにおいて先の優先日で登録出願した標章と類似する標章で当該標章の登録が先の標章登録を出願した商品若しくはサービスと同一若しくは類似する商品若しくはサービスに関して出願された場合</p> <p>(24) マルタで登録されていない標章で、当該標章の登録出願の日又は、当該出願において優先権主張された場合は、当該優先日にパリ条約に基づき周知商標としての保護の権利を付与された標章と同一の標章</p> <p>(25) マルタで登録されていない標章と同一である標章で、当該標章の登録出願の日又は、当該出願において優先権主張された場合は、当該優先日に、類似する商品若しくはサービスにおいてパリ条約に基づき周知商標として保護の権利を付与された標章、又は同一若しくは類似する商品若しくはサービスについて保護の権利を付与された標章と類似する標章で、そのために公衆が先の標章を連想する可能性を含め公衆の側に混同を生じるおそれがある場合</p>

①国名	Republic of Malta (MT) (マルタ共和国)	
		<p>(26) 先の出願日若しくは優先日をもつマルタで登録された商標と同一若しくは類似する標章、又はマルタで登録出願を行い(登録された場合)先の出願日若しくは優先日をもつ商標と同一若しくは類似する標章、あるいは、先の商標において保護される商品若しくはサービスと類似していない商品若しくはサービスに関して登録出願されている場合で、当該標章の登録出願日又は、当該出願において優先権主張されている場合は、当該優先日に、周知商標としてパリ条約に基づき保護の権利を付与された未登録標章と同一若しくは類似する標章</p> <p>(27) 取引の過程で使用する未登録標章若しくはその他の標識を保護する法の原則に照らしマルタにおいて当該商標の使用を妨げざるを得ない標章</p> <p>(28) 先の権利者の同意がある場合を除き、マルタにおいて当該標章を使用することが上に述べる以外で先の権利のために、特に著作権法若しくは登録意匠法のために妨げられるおそれのある標章 (商標法第4条～第7条、第51条、第52条)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第6条、第7条(1)(b))	
⑰一出願多区分制度の有無	無。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。(商標法第35条(1))	
⑲審査請求制度の有無	無。(商標法第35条(1))	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無	
㉑出願公開制度の有無	無。	
㉒異議申立制度の有無	無。	
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (商標法第43条)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。登録後、継続して5年間の不使用は、不使用取消の対象となる。(商標法第42条(1)(a)、同(b))	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)	
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第23条(1))	
㉘費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 116.47 EUR(1分類) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 93.17 EUR(1分類)	
㉙料金減免措置の有無	無。	